令和８年（フ）第１０３４号
大阪府藤井寺市沢田３丁目１番22―106号
債務者　渡邊　健治（旧姓西本）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０６４号
大阪府松原市立部５丁目４番１―902号
債務者　髙井　悠隼
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０６５号
堺市西区浜寺石津町東２丁５番３―203号
債務者　田辺　和也
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０７３号
大阪府羽曳野市南恵我之荘８丁目６番10―301号　ＨＯＴＭ
債務者　長橋　武彦
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０８４号
大阪府松原市高見の里１丁目５番19―201号
債務者　新　　尚輝
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８５号
岡山県津山市津山口308番地２、前住所岡山県津山市山下58番地４　ラ・パルテール山下402号室
債務者　安東　千治
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第８６号
岡山県津山市大谷211番地３　山本荘10
債務者　橋本　樹里
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第９１号
岡山県津山市二宮2200番地59　シャンティ106
債務者　山田　優衣
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第７３号
福岡県大牟田市大字四ケ945番地４、前住所福岡県柳川市西浜武762番地13　サカイタウン西浜武３号棟
債務者　木元　広志
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第２３５号
釧路市益浦２丁目７番６号
債務者　伊藤　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３３号
静岡県御殿場市新橋1385番地　ベルオーブ202
債務者　加賀　信吾
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３９０号
静岡県沼津市東椎路83番地の５　ソルシェ坂口Ⅱ201
債務者　瀧澤　衿佳
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第９２号
岡山県津山市二宮2200番地59　シャンティ106
債務者　山田　翔太
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第２６４号
香川県高松市鬼無町是竹531番地
債務者　山﨑　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４６号
長崎県大村市久原２丁目1001―１　独立行政法人国立病院機構　長崎医療センター、住民票上の住所長崎県雲仙市瑞穂町西郷庚663番地
債務者　大島　竜二
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第１０９７号
宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字五月田50番地の10　Ｂ302
債務者　鈴木　良子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１１８号
宮城県塩竈市佐浦町２番19号　西塩釜レジデンス72号
債務者　米倉　早苗
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係